

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	延滞金の減免	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第19条第3項 堺市国民健康保険条例施行規則第11条の2	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金額を減免することができる。減免を受けようとする者は、市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。</p> <p>対象者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 納付義務者がその財産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害により損害を受け、又はその財産を盗まれたとき。</li> <li>(2) 納付義務者が死亡し、又は法令の規定により身体の自由を拘束されたとき。</li> <li>(3) 納付義務者又は納付義務者と生計を一にする親族が疾病にかかり、又は負傷したとき。</li> <li>(4) 納付義務者が破産手続開始の決定を受けたとき。</li> <li>(5) 納付義務者がその事業の不振、休業若しくは廃止又は退職等の理由により失業したとき。</li> <li>(6) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、延滞金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があるとき</li> </ol>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	